



資料1-1

第202400176710号
令和6年10月17日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

県外者に対する令和7年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり
漁業許可取扱方針について（協議）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）
第5条第1項第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、県外者に対する令和
7年漁期の許可取扱方針を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見
を求めます。

担当

漁業調整担当 有田

電 話：0857-26-7339

ファクシミリ：0857-26-8131

県外者に対する令和 7 年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業許可取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 5 条第 1 項第 8 号に規定する漁業について、鳥取県内に住所を有しない者に対する許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可期間

令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

2 許可又は起業の認可に係る制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5 トン以上 10 トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	鳥取県外に住所 又は漁業根拠地 を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10 トン以上 30 トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時 海岸線から 27,000 メートル以遠の 鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	鳥取県外に住所 又は漁業根拠地 を有する者	別途公示にて定める。

3 許可の継続

規則第 15 条第 1 項第 1 号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

4 許可の条件

(1) 共 通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）別表第 4 いか釣り漁業の項第 1 号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18 灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の 2 港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の 10 トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数 5 トン以上 10 トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から 3,500

0メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

5 許可又は起業の認可を申請すべき期間
別途公示にて定める。

6 許可の有効期間
1年以内とする。

7 漁獲成績報告書
許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書(別紙様式1)を鳥取県知事に提出しなければならない。

8 許可申請時における添付書類

(1) 操業計画書(別紙様式2)

(2) 鳥取県漁業調整規則第11条第1項の規定に係る適格性に関する誓約書(別紙様式3)

(3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)

(4) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本

(5) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書等)

附則

この取扱方針は、令和7年漁期の許可に適用する。

別紙様式1
知事許可漁業の漁獲成績報告書

小型いか釣り

2 漁業生産の実績

4

別紙様式 2

操 業 計 画 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名

1 設備内容

- (1) いかつり機の台数 台
- (2) 冷凍、冷蔵設備 冷凍設備 トン
冷蔵設備 トン
- (3) 集魚設備 使用する電球 1 個の消費電力量 kW
ソケットの数 個
LED集魚灯 個 × kW = kW
発電機の発電容量 kW

2 乗組員数 人

3 鳥取県内の陸揚港 () ・ () ・ 陸揚げしない

4 操業の概要

操業期間	操業海域	陸揚港
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		

別紙様式 3

鳥取県漁業調整規則第 11 条第 1 項の規定に係る適格性に関する誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の役職、氏名)

このたびの漁業許可（起業の認可）申請にあたり鳥取県漁業調整規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号) 第 8 条で定める使用人（※）のうちに上記 1 又は 2 のいずれかに該当する者があるものであること。

※ 申請をした者の使用人であつて、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 5 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

※令和 6 年漁期からの変更箇所の下線及び取消線
県外者に対する令和 7 年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数 5 トン以上 30 トン未満船）許可取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県漁業調整規則（令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項第 8 号に規定する漁業について、鳥取県内に住所を有しない者に対する許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可期間
令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

2 許可又は起業の認可に係る制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5 トン以上 10 トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業（県外船）	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10 トン以上 30 トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業（県外船）	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

3 許可の継続
規則第 15 条第 1 項第 1 号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

4 許可の条件

(1) 共 通

- ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）別表第 4 いか釣り漁業の項第 1 号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18 灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の 2 港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の 10 トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数 5 トン以上 10 トン未満の漁船を使用するもの

- ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から 3,500 メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸

線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

- (3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

5 許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間

許可の有効期間は1年とし、申請すべき期間及び令和7年1月1日以降の許可の有効期間は別途公示にて定める。

6 許可の有効期間

1年以内とする。

7 漁獲成績報告書

許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書（別紙様式1）を鳥取県知事に提出しなければならない。

8 許可申請時における添付書類

- (1) 操業計画書(別紙様式2)
- (2) 鳥取県漁業調整規則第11条第1項の規定に係る適格性に関する誓約書（別紙様式3）
- (3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)
- (4) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
- (5) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書等)

附則

この取扱方針は、令和7年漁期の許可に適用する。

(参考) 鳥取県漁業調整規則抜粋

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業

(9)～(18) (略)

(許可又は起業の認可についての適格性)

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9 (略)

(許可等の条件)

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年

(3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。